平成30年度 社会福祉法人足跡の会 事業報告書

社会福祉法人足跡の会

1 保育園の運営

- ① 綾瀬ゆめっこ保育園の運営
 - (1) 所在地 神奈川県綾瀬市大上4丁目2番25号

(2) 定 員

3月31日現在

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合 計
8 人	9人	10 人	11 人	22 人	60人(人)
(10人)	(14人)	(15名)	(13人)	(26人)	(78名)

一時預かり事業 500名予定 480名利用

延長保育

350名予定

323名利用

(3)職員 28名

園長1名 主任保育士1名 副主任保育士2名 事務1名 選任保育士18名 栄養士1名 調理員4名

② 保育目標

心身の健康の基礎を培い、生きる力の基礎となる自立心や自信を育む。そして学ぶ力の 基礎となる豊かな体験を通して思考力や、創造力の芽生えを養う。

(1) 保育時間

通常保育:午前7時00分~午後6時00分

延長保育:午後6時00分~午後8時00分(土曜日は延長なし)

(2) 保育の内容

ア) 運営基本方針

子どもの生きる力を最大限に引き出し、家庭や地域社会と連携して、子どもが健康情 緒の安定する環境を用意し、自己を十分に発揮できる活動を通して、健全な心身の発達 を図る。

イ) 保育方針

一人一人を尊重し、本物による体験、目的に応じた教材、年齢が違う子どもたちとの 生活、これらを通して保育士は援助者として総合的に保育を行う。

⑤ 年間行事

- 4月 入園・進級式、
- 5月 乳児懇談会、内科検診
- 6月 ありがとうの日、保育参加、幼児懇談会、歯科検診
- 7月 七夕会、プール開き
- 8月 夏祭り、引き渡し訓練
- 9月 幼児組遠足
- 10 月 運動会
- 11月 保育参加、消防署見学(くじら・まんた)、内科健診
- 12月 お餅つき会、クリスマス会、大掃除
- 1月 初詣、(くじら・まんた)
- 2月 豆まき会、発表会
- 3月 お別れ会、卒園式、思い出遠足(らっこ・いるか・くじら・まんた)
- 毎月1回 お誕生会・避難訓練
- ⑥ 座間ゆめっこ保育園開園 4月1日開園

名称、種類、施設所在地等

- (1) 名 称 座間ゆめっこ保育園
- (2) 種 類 保育所
- (3) 施設所在地 座間市入谷5丁目1789-5
- (4) 設置主体 社会福祉法人足跡の会
- (5) 経営主体 社会福祉法人足跡の会
- 3 認可定員 0歳児 8名
 - 1~2歲児 19名(內訳 1歲児 9名、2歲児10名)
 - 3 歳以上児 3 3 名 (内訳 3 歳児 1 1 名、4 歳児 1 1 名、5 歳児 1 1 名)

計 60名

- 4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - (1) 工事 新築、増築、改築
 - (2) 規模及び構造

敷 地641.85㎡ 土地の所有又は借用の別

借 用 641.85㎡(貸主名 期間 年)建面積262.74㎡ 延面積474.49㎡建物の所有又は借用の別

借 用 474.49㎡(貸主名 飯島 聡子 期間20年)賃 料 1,026,000円(月額)構 造 木造 2階建て

2 生計困難者に対して助葬を行う事業

本会は、第一種社会福祉事業「生計困難者に対して助葬を行う事業」を実施いたします。 この事業は、社会福祉法人として生計困難者もとより、行旅死亡人、身元不明人等、ご遺体 の取扱いや手続きが困難な場合、その他生前の縁者や関係者によって葬送が行われない複 雑なケースについて、遺族に成り代わり葬送を行う事を助葬事業といいます。主に生活保護 者を対象にいたしますが、ホームレスなどで生活保護などの支援を受けていなかった死者 であったとしても、各自治体福祉事務所と相談の上、助葬・葬祭事業の経営を実施します。

- ①利用者数 10件予定 147件実施
- ②職員定数 4名
- ③職員名簿

職名	氏 名	前 歴	
理事長	溝渕 信一	施設長	
理 事	木村 大輔	株式会社聖苑代表取締役	
	関口 良平		
	中川 路彦		

3 生計困難者に対する相談支援事業

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施いたします。この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の支援を必要とする人に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、支援を必要とする人の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。総合相談・支援事業を実施するために、普及活動の一環として、講演活動を行い、法人の地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者を配置し、地域で生活課題を抱える人の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めます。併せて法人後見人として、判断能力の不十分な方の身上監護等や財産管理を行い、司法分野等との連携により権利を擁護することで、被後見人等が安心して生活できるよう様々な手段で支援します。

- ② 利用者数 100件予定 98件利用
- ② 職員定数 4名助葬を行う事業に同じ

4 合祀墓地の運営

本会は、公益を目的とする事業として社会福祉法第26条の規定により「合祀墓地の運営」を実施いたします。この事業は社会福祉法人として神奈川県又各市町村から生計困難者に対して助葬を行う事業を受託したのち、引取り手の無い遺骨や、行政がやむなく保管している遺骨を合祀墓地に埋葬する事業です。これら遺骨のほとんどは、諸般の事情により、ご家族の引取り拒否、身元不明、経済的理由によるものであります。こういった状況は、増加傾向にあり、10年後は現在の2倍以上になると考えています。

① 利用者見込み数 40件埋葬予定 71件埋葬

合計413柱埋葬

② 職員定数 4名助葬を行う事業に同じ